

3. 保 健 事 業 費		98,970
	1. 健 康 保 持 増 進 事 業 費	98,970
4. 諸 支 出 金		7,501
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	7,501
5. 予 備 費		2,600
	1. 予 備 費	2,600
歳 出 合 計		2,660,000

**平成30年度宇治市介護保険事業特別会計予算**

平成30年度宇治市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,379,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

**第1表 歳入歳出予算**

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1. 保 險 料		3,205,657
	1. 介 護 保 險 料	3,205,657
2. 使 用 料 及 び 手 数 料		267
	1. 手 数 料	267
3. 国 庫 支 出 金		3,069,637
	1. 国 庫 負 担 金	2,390,516
	2. 国 庫 補 助 金	679,121
4. 支 払 基 金 交 付 金		3,731,050
	1. 支 払 基 金 交 付 金	3,731,050
5. 府 支 出 金		2,045,070
	1. 府 負 担 金	1,933,072
	2. 府 補 助 金	111,998
6. 財 産 収 入		1,474
	1. 財 産 運 用 収 入	1,474
7. 繰 入 金		2,325,842
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	2,110,523
	2. 基 金 繰 入 金	215,319
8. 諸 収 入		3

	1.延滞金、加算金及び過料	1
	2.市預金利子	1
	3.雑入	1
歳入合計		14,379,000

## 歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1.総務費		289,168
	1.総務管理費	172,660
	2.徴収費	5,580
	3.介護認定審査会費	108,528
	4.趣旨普及費	2,400
2.保険給付費		13,303,358
	1.介護サービス等諸費	13,054,449
	2.介護予防サービス等諸費	234,323
	3.その他諸費	14,586
3.地域支援事業費		763,417
	1.介護予防・生活支援サービス事業費	395,403
	2.一般介護予防事業費	119,239
	3.包括的支援事業・任意事業費	247,173
	4.その他諸費	1,602
4.基金積立金		7,057
	1.基金積立金	7,057
5.公債費		2,000
	1.公債費	2,000
6.予備費		14,000
	1.予備費	14,000
歳出合計		14,379,000

## 平成30年度宇治市墓地公園事業特別会計予算

平成30年度宇治市の墓地公園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 使用料及び手数料		17,791
	1. 使用料	3,000
	2. 手数料	14,791
2. 繰入金		21,382
	1. 一般会計繰入金	21,382
3. 諸収入		27
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	26
歳入合計		39,200

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 事業費		32,451
	1. 事業費	32,451
2. 公債費		6,449
	1. 公債費	6,449
3. 予備費		300
	1. 予備費	300
歳出合計		39,200

平成30年度宇治市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度宇治市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水人口 187,200人
- (2) 給水戸数 82,500戸
- (3) 年間総配水量 20,704,000 m<sup>3</sup>

(内訳) (単位 m<sup>3</sup>)

自己水源(浄水場)						京都府営水道
宇治	神明	奥広野	西小倉	開	池尾	
4,545,000	181,000	78,000	1,042,000	0	2,000	14,856,000

- (4) 一日平均配水量 56,800 m<sup>3</sup>
- (5) 一日最大配水量 62,500 m<sup>3</sup>
- (6) 一人一日平均配水量 303ℓ
- (7) 一人一日最大配水量 334ℓ
- (8) 主要な建設改良事業

(ア) 施設改良事業 2,273,983千円

- 下水道受託工事ほか  
φ50mm～200mm L=2,838m
- 老朽管更新等に伴う配水管改良工事ほか  
φ50mm～1,200mm L=5,957m
- 配水管改良工事に伴う舗装本復旧工事  
A=15,160 m<sup>2</sup>
- 浄水配水施設改良工事
- 浄水配水施設改良工一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 水道事業収益		3,838,474千円
第1項 営業収益		3,373,435千円
第2項 営業外収益		464,833千円
第3項 特別利益		206千円
支 出		
第1款 水道事業費用		3,589,285千円

- 第1項 営業費用 3,433,887千円
- 第2項 営業外費用 140,198千円
- 第3項 特別損失 14,200千円
- 第4項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額863,572千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額135,761千円及び過年度分損益勘定留保資金727,811千円で補てんするものとする。)

収 入

- 第1款 資本的収入 1,889,626千円
- 第1項 企業債 1,097,000千円
- 第2項 寄付金 10,000千円
- 第3項 工事負担金 360,074千円
- 第4項 出資金 422,552千円

支 出

- 第1款 資本的支出 2,753,198千円
- 第1項 建設改良費 2,297,719千円
- 第2項 企業債償還金 454,479千円
- 第3項 予備費 1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
水道料金調定収納システム更新委託業務	自平成30年度 至平成31年度	32,000
水道施設整備計画及び水道事業ビジョン策定委託業務	自平成30年度 至平成32年度	51,000
琵琶・下居配水池連通管改良事業	自平成30年度 至平成32年度	1,520,000
近鉄小倉1号踏切関連事業	自平成30年度 至平成31年度	260,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
上水道事業債	1,097,000	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	年4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えることができる。
合 計	1,097,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用及び特別損失との間

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ

以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 641,926千円
- (他会計からの補助金)

第10条 上水道事業債等利子償還及び統合した簡易水道事業等に係る維持管理費用に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、20,195千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、40,388千円と定める。

平成30年度宇治市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度宇治市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 処理区域面積 1,870 ha
- (2) 年間総処理水量 18,000,000 m<sup>3</sup>
- (3) 一日平均処理水量 49,315 m<sup>3</sup>
- (4) 主要な建設改良事業

(ア) 管渠(汚水)建設費 2,336,614千円

東宇治処理区 L=164m

洛南処理区 L=8,953m

(イ) 管渠等(雨水)建設費 822,900千円

洛南処理区雨水施設整備事業

(ウ) 処理場建設費 605,475千円

東宇治浄化センター 3・4池改築工事

(エ) 流域下水道建設費 102,974千円

洛南浄化センター 建設事業費負担金

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 下水道事業収益 5,512,425千円
- 第1項 営業収益 2,890,173千円
- 第2項 営業外収益 2,622,252千円

支 出

- 第1款 下水道事業費用 5,411,861千円
- 第1項 営業費用 4,625,566千円
- 第2項 営業外費用 772,595千円
- 第3項 特別損失 9,700千円
- 第4項 予備費 4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,528,386千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額152,469千円、過年度分損益勘定留保資金87,912千円及び当年度分損益勘定留保資金1,288,005千円で補てんするものとする。)

収 入

- 第1款 資本的収入 4,469,515千円
- 第1項 企業債 2,605,900千円
- 第2項 国庫補助金 1,105,000千円
- 第3項 他会計出資金 493,351千円
- 第4項 他会計補助金 264,956千円
- 第5項 その他資本的収入 308千円

支 出

- 第1款 資本的支出 5,997,901千円
- 第1項 建設改良費 3,867,963千円
- 第2項 企業債償還金 2,125,938千円



第3項 予備費 4,000千円  
(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
宇治市水洗便所改造資金融資あっ旋制度に対する利子補給補助(平成30年度分)	白平成30年度 至平成37年度	融資金利子に 相当する額
雨水貯留施設(老ノ木貯留管)整備工事	自平成30年度 至平成31年度	498,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業債	2,605,900	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	年4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えることができる。
合 計	2,605,900			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用及び特別損失との間

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 379,621千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業費用及び資本的支出に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,204,953千円である。

宇治市告示第65号

宇治市国民健康保険被保険者証の無効について

次の国民健康保険被保険者証を無効としたので告示します。

平成30年4月20日

宇治市長 山本 正

- 1 保険者番号 260059
- 2 被保険者証の記号 宇6002
- 3 被保険者証の番号 4963
- 4 被保険者証の資格取得日 平成29年3月7日
- 5 被保険者証の交付日 平成29年3月10日
- 6 無効とする日 平成30年3月22日
- 7 理由 申出

宇治市公告第10号

予防接種の実施について

予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項及び第5条の規定により、平成30年度における高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種について次のとおり公告します。

平成30年4月20日

宇治市長 山本 正

● 対象者 接種日に次のいずれかに該当する宇治市民

①当該年度に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる者

②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

\*上記の対象者の中でも、過去に肺炎球菌ワクチン予防接種(23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチン)を受けたことのある者は対象外

● 接種回数 1回

● 実施期間 平成30年4月1日(日)から平成31年3月31日(日)まで

● 接種場所 高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種協力医療機関

● 接種方法 個別接種

● 費用 2,500円

※生活保護世帯・市民税非課税世帯・中国残留邦人等支援給付世帯に属する者は本人の申請により一部負担金免除制度があります。

● 注意事項 事前に確認の上予約をしてから接種に行ってください。

## 宇治市

## 高齢者用肺炎球菌予防接種協力医療機関

	医療機関名	住所	電話	接種医師名
六地蔵	小田部小児科内科医院	六地蔵町並 32	32-6205	小田部榮助・小田部修
	上口医院	六地蔵町並 42	38-2128	上口美知子
	じんのクリニック	六地蔵町並 39	31-1122	神野君夫・細井 順・高鋏 博
	中村医院	六地蔵町並 38-22	31-5237	中村 斉
	ほそだ内科クリニック	六地蔵奈良町 74-1	38-2211	細田正則
	六地蔵総合病院	六地蔵奈良町 9	33-1717	原島 裕・安河内靖・宮本達也・馬場武彦 市丸宏三・濱田拓男・清谷哲也・立花俊治 杉田 誠・菊池景子・大田瑛子・神内隆宏
	米田医院	六地蔵町並 11	33-4737	米田元穂(米田貴亮)
木幡	大石医院	木幡陣ノ内 20	31-8354	大石嘉啓・大石嘉恭・大石 博
	大石木幡医院	木幡大瀬戸 46	33-0306	大石明人・大石律子
	こう内科クリニック	木幡西浦 35	32-1457	黄 明宇・荒川昌昭
	小山医院	木幡御蔵山 39-602	31-5455	小山正彦・小山栄子
	中西整形外科クリニック	木幡熊小路 12-1	38-2559	中西源和
平尾台	小児科いしはらクリニック	平尾台 4-5-2	38-1617	石原由理・濱中佳奈
	かどさか内科クリニック	平尾台 4-3-2	31-1077	門阪庄三
五ヶ庄	宇治病院	五ヶ庄芝ノ東 54-2	32-6000	藤田正俊・李 鍾大・篠山重威・梅野弘毅 井田達也・平岡勇二・林 秀樹・杉山建生
	宇治おうばく病院	五ヶ庄三番割 32-1	32-8111	平岡克己・中嶋弥恵・岡崎信也・坂田大介 高松敏子・鶴留秀晃・樋川 毅・沢井真樹 岡 正悟・菅野辰生・三木秀樹・赤澤祐貴 竹田明子・金田麻美
	藤井おうばく駅前内科クリニック	五ヶ庄新開 11-29-18	33-2828	藤井 礼
	たのべ医院	五ヶ庄折坂 56-1 <sup>1階</sup> が <sup>2階</sup>	33-8178	田野邊裕二
	中田医院	五ヶ庄戸ノ内 7-22	38-2477	中田哲雄
	橋本整形外科	五ヶ庄新開 7-5	31-4511	橋本秀輝
	京都府立洛南病院	五ヶ庄広岡谷 2	32-5900	山下俊幸
	今井内科クリニック	五ヶ庄福角 49-4	31-5189	今井義仁
菟道	上田診療所	菟道平町 17	22-7586	上田通章
	大石三室戸医院	菟道荒榎 28-3	24-0306	大石律子・大石明人
	谷口内科医院	菟道田中 13-1	22-2211	谷口三津夫
	土井内科	菟道荒榎 1-54	24-1885	土井邦紘・土井孝浩
	原田医院	菟道東隼上り 5-38	33-3411	原田秀歳
	原田内科医院	菟道丸山 38-11	23-5839	原田秀歳
明星町	いかだ医院	明星町 2-9-83	23-1736	筏 明子

地区	医療機関名	住所	電話	接種医師名
白川	不動園診療所	白川東山 15	28-4555	大石 博・服部武司
	京都ゆうゆうの里診療所	白川鍋倉山 14-1	28-1895	知念良教
宇治	宇治武田病院	宇治里尻 36-26	25-2500	金 郁蒨・小屋美津彦・薄井裕治・清水長司 宮嶋 敬・藤山千里・松津順子・霜澤 真 小畑達郎・石田勝也・戸田 晋・白樫義知 三宅あかり・高橋英雄・佐藤文平・村田 徹 小田良之輔・齋藤令馬・河合生馬・吉田敦彦 和田公平・寺田 央・三宅正幸・川村 博 上田 崇・前田健志・河本知栄・仲 裕美子 菊地 顕・増南輝俊・岡部春海・田伏洋治 西川龍之・齋藤八郎・溝田陽子・政野裕紀 本田雄二・松林景子・谷本一憲・増井 明
	宇田医院	宇治式番 48-1	23-2166	宇田裕子
	スワ診療所	宇治野神 1-86	22-5068	諏訪隆雄
	田中診療所	宇治妙楽 44	21-2253	田中秀明
	都倉病院	宇治山本 27	22-4521	都倉 隆・伊藤恵一・中山 昇・寺崎充洋
	服部医院	宇治壺番 68	22-1111	服部武司
	ひろかわクリニック	宇治妙楽 24-1 <small>ミツガビル</small>	22-3341	広川慶裕
	べっふ内科・整形外科クリニック	宇治半白 12-3	66-1024	別府浩毅・別府徹己
	増井医院	宇治妙楽 39	21-2063	増井 明
	村澤医院	宇治壺番 134-1 <small>荒川ビル</small>	21-1731	村澤賢一
	古川整形外科医院	宇治壺番 10-8 <small>ベルメゾンF</small>	20-5575	古川泰三
	やまもと医院	宇治下居 3-6	23-7974	山本卓哉
神明	とだ循環器内科クリニック	神明宮北 32	66-5148	戸田裕之
	おかもと総合クリニック	神明石塚 54-18	45-4110	北浦一弘・西岡克章・朴 将源
南陵町	南陵藤井内科医院	南陵町 2-1-278	77-8370	藤井崇知
羽拍子町	中村医院	羽拍子町 56-22	41-6500	中村直樹
	こいずみ医院	羽拍子町 82-1	48-1240	小泉修一
琵琶台	関医院	琵琶台 1-3-3	20-0012	関 浩
広野町	あづま整形・形成外科クリニック	広野町東裏 108-3	43-5101	吾妻隆久・吾妻幸一良
	高橋内科医院	広野町一里山 34-2	44-0644	高橋権也・高橋優三
	竹中内科医院	広野町西裏 99	41-6259	竹中正純
	徳岡医院	広野町寺山 17-20	43-8952	徳岡武夫
	村山医院	広野町尖山 23-4	41-2835	村山祐一郎
伊勢田町	浅妻医院	伊勢田町名木 3-1-30	44-0888	浅妻典子・中村右子
	えんや医院	伊勢田町遊田 41-11	23-5331	塩谷敏義
	おやいづ医院	伊勢田町南山 52-6	41-6013	小柳津治樹
	こうのクリニック	伊勢田町名木 2-1-181	66-1180	河野徳之
	斎藤小児科医院	伊勢田町砂田 6-262	23-7696	斎藤三朗
	広田医院	伊勢田町中山 60-1	43-0218	広田勝彦

地区	医療機関名	住所	電話	接種医師名
大久保町	あさくら診療所	大久保町山ノ内19-1	46-5151	河本一成・池野文昭・富岡裕彦 平松まき・上赤賢司
	小山内科医院	大久保町北ノ山24-1	46-3211	小山邦彦
	芝野耳鼻咽喉科	大久保町上ノ山51-55	43-3388	芝野忠寿
	中村病院	大久保町平盛 91-8	44-8111	中村清稲・中村清殷
	まつだ在宅クリニック	大久保町且椋 11-8-201	46-8039	松田かがみ
	上ノ山吉岡医院	大久保町上ノ山21-1	43-4181	吉岡うた子
横島町	宇治徳洲会病院	横島町石橋 145	20-1111	増田道彦・丸山立憲・竹田彬一・仲井 理 末吉 敦・牧野 茂・竹田智浩・徳山良之 斉藤昌彦・高田秀一・西脇洗一・山本義久 重松陽介・長船 崇・小林 豊・三瀬圭一 金児 潔・平田邦明・田中俊樹・牧原 浩 村井 望・河邊公志・日並淳介・久保田良浩 平井英基・松岡俊三・竹本隆博・大山和恵 荻野英治・自閑昌彦・城 嵩晶・安田光徳 甲斐健一・關岡敏夫・舛田一哲・粟國仁志 篠塚 淳・正田智也・山西正芳・三木健児 竹田隆之・高岸智子・仲原英人・濱岡建城 伊東真哉・中井健太郎・藤井義宣
	中山医院	横島町南落合 38-3	23-8010	中山 紳
	西野医院	横島町中川原 154-1	22-7883	西野泰典
小倉町	今林医院	小倉町西浦 88-39	21-4522	今林丈士・今林誠次
	植田医院	小倉町南浦 18-122	21-6111	植田英嗣
	宇治川病院	小倉町老ノ木 31	22-1335	森田琢也・坂口秀仁・村上裕亜 佐々木弘真・森 康治・出口幸孝 山口勝通
	岡田医院	小倉町天王 31-5	24-7755	岡田勝弘
	笹平診療所	小倉町南堀池 109	21-4523	柏谷 亘・笹平達男
	完岡医院	小倉町西畑 41-21	21-2507	完岡市雄・大和俊夫・小泉欣也・柴田正俊
	高嶋医院	小倉町西浦 5-13	23-5513	高嶋一博
	たなか医院	小倉町神楽田 16	66-2994	田中慎一郎
	二宮内科医院	小倉町南堀池 8-5	28-3101	二宮 宏
	鉢嶺医院	小倉町山際 1-3	20-0255	鉢嶺 顕・鉢嶺泰司
	松田整形外科医院	小倉町神楽田 38-13	21-4628	松田泰正
	宮本医院	小倉町西畑 40-4	21-3934	寺崎充洋・宮本正司・寺崎敦子
	山村内科	小倉町南浦 28-3	28-4331	山村祐嗣
	西尾医院	小倉町西畑 28-13	23-8511	西尾敏弘

**教 育 委 員 会**

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

宇治市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

**宇治市教育委員会規則第1号**

宇治市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則  
宇治市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和57年宇治市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「適応指導教室」を「不登校児童生徒自立支援教室」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(揭示済)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

**宇治市教育委員会規則第2号**

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(宇治市立小・中学校において使用する教材の取扱いに関する規則の一部改正)

第1条 宇治市立小・中学校において使用する教材の取扱いに関する規則(昭和56年宇治市教育委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

第4条中「及び道徳」を削る。

(宇治市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 宇治市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和58年宇治市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「、次」を「、次の各号」に改め、同条第2号中「、道徳」を「、特別の教科である道徳」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成31年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における第1条の規定による改正後の宇治市立小・中学校において使用する教材の取扱いに関する規則第4条の規定の適用については、同条中「教科の」とあるのは、「教科及び中学校の道徳の」とする。

3 特例期間における第2条の規定による改正後の宇治市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第5条第2号の規定の適用については、同号中「特別の教科である道徳」とあるのは、「道徳(小学校にあつては、特別の教科である道徳)」とする。

(揭示済)

宇治市立幼稚園規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

**宇治市教育委員会規則第3号**

宇治市立幼稚園規則の一部を改正する規則

宇治市立幼稚園規則(昭和51年宇治市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第7条中「平成20年文部科学省告示第26号」を「平成29年文部科学省告示第62号」に改める。

第23条の見出しを「(補則)」に改め、同条を第24条とし、第19条から第22条までを1条ずつ繰り下げ、第18条の見出しを「(保育料及び預かり保育利用料)」に改め、同条中「は、宇治市立幼稚園使用料条例(昭和27年宇治市条例第8号)」を「及び預かり保育利用料は、宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例」に改め、同条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

(一時預かり保育の実施)

第18条 教育委員会は、別に定めるところにより、神明幼稚園及び木幡幼稚園において宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例(昭和27年宇治市条例第8号)第6条第1項に規定する一時預かり保育を行うことができる。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市総合野外活動センター規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

**宇治市教育委員会規則第4号**

宇治市総合野外活動センター規則の一部を改正する規則

宇治市総合野外活動センター規則(平成11年宇治市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第13条の見出しを「(補則)」に改め、同条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第13条 条例第12条第1項の規定により同項に規定する指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における第2条から第11条まで及び別記様式の規定の適用は、第2条から第7条までの規定中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、第8条中「センターの職員(以下「職員」という。)」とあるのは「指定管理者」と、第9条第1項第7号中「職員」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「教育長は、前項の規定に違反する者に対しては、入場を拒否し、退場」とあるのは「前項の規定に違反する者に対しては、指定管理者にあつては入場を拒否し、教育長にあつては退場」と、第10条中「教育長」とあり、及び「職員」とあるのは「指定管理者」と、第11条中「職員」とあるのは「指定管理者」と、別記様式中「宇治市教育委員会教育長」とあるのは「宇治市総合野外活動センター指定管理者」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の宇治市総合野外活動センター規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により提出され、又は交付されているこの規則の施行の日以後における施設の使用に係る様式書類は、改正後の宇治市総合野外活動センター規則の規定により提出され、又は交付されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(揭示済)

宇治市巨椋ふれあい運動ひろば規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市教育委員会  
教育長 岸本 文子

**宇治市教育委員会規則第5号**

宇治市巨椋ふれあい運動ひろば規則の一部を改正する規則  
宇治市巨椋ふれあい運動ひろば規則（平成11年宇治市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「（補則）」に改め、同条を第10条とし、第7条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第9条 条例第8条第1項の規定により同項に規定する指定管理者にひろばの管理を行わせる場合における第2条から第4条まで（第5条において準用する場合を含む。）、前3条及び別記様式の規定の適用は、第2条から第4条までの規定及び第7条中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、第6条及び前条中「職員」とあるのは「指定管理者」と、別記様式中「教育長」とあるのは「宇治市巨椋ふれあい運動ひろば指定管理者」とする。

第6条の次に次の1条を加える。

（申請者に対する優先的な取扱い）

第7条 教育長は、第3条第1項の規定による申請をする者が施設の使用について、年間を通しての調整が必要であると認めるときは、当該申請者に対して他の同項の規定による申請をする者に優先して許可することができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の宇治市巨椋ふれあい運動ひろば規則の規定により交付されているこの規則の施行の日以後における施設の使用に係る宇治市巨椋ふれあい運動ひろば使用許可書は、改正後の宇治市巨椋ふれあい運動ひろば規則の規定により交付されたものとみなす。

(揭示済)

宇治市巨椋ふれあい運動ひろば利用者登録カードの交付等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市教育委員会  
教育長 岸本 文子

**宇治市教育委員会規則第6号**

宇治市巨椋ふれあい運動ひろば利用者登録カードの交付等に関する規則の一部を改正する規則

宇治市巨椋ふれあい運動ひろば利用者登録カードの交付等に関する規則（平成18年宇治市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第12条 宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例（平成11年宇治市条例第31号）第8条第1項の規定により同項に規定する指定管理者にひろばの管理を行わせる場合における第3条、第4条、第6条、第7条、第9条、第10条及び別記様式第2号から別記様

式第4号までの規定の適用は、第3条第2項、第4条、第6条、第7条、第9条及び第10条中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、別記様式第2号から別記様式第4号までの規定中「教育長」とあるのは「宇治市巨椋ふれあい運動ひろば指定管理者」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の宇治市巨椋ふれあい運動ひろば利用者登録カードの交付等に関する規則の規定により提出されている様式書類は、改正後の宇治市巨椋ふれあい運動ひろば利用者登録カードの交付等に関する規則の規定により提出されたものとみなす。

(揭示済)

**宇治市教育委員会告示第7号**

宇治市適応指導教室要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成30年3月30日

宇治市教育委員会  
教育長 岸本 文子

宇治市適応指導教室要綱の一部を改正する要綱

宇治市適応指導教室要綱（平成6年宇治市教育委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宇治市不登校児童生徒自立支援教室要綱

第1条の見出しを「（目的及び設置）」に改め、同条中「宇治市内」を「本市」に、「要因」を「要因等」に、「対して在籍校への復帰を促進するため、通所制の適応指導教室を開設する」を「対し、児童及び生徒の実情に応じた適切な援助を行うことにより、小学校、義務教育学校、特別支援学校、中学校及び中等教育学校（以下「学校」という。）への復帰を支援し、もつて社会的自立に資することを目的として、宇治市不登校児童生徒自立支援教室（以下「支援教室」という。）を設置する」に改める。

第2条各号別記以外の部分中「適応指導教室」を「支援教室」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 集団生活への適応、情緒の安定、基本的な生活習慣の改善等のための相談及び指導

第2条中第2号を削り、同条第3号中「前2号」を「前号」に、「、学習等の学校復帰に必要」を「、学校への復帰及び社会的自立に向けて必要がある」に改め、同号を同条第2号とする。

第3条第1項中「適応指導教室」を「支援教室」に、「、指導員及び指導教員」を「、指導員等（以下「指導主事等」という。）」に改め、同条第2項中「及び専門医」を削る。

第4条本文中「適応指導教室」を「支援教室」に、「の在籍校」を「が在籍する学校（以下「在籍校」という。）」に改める。

第5条第1項中「又は生徒を適応指導教室」を「及び生徒を支援教室」に、「を当該児童又は生徒の」を「により」に、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第2項中「、入所承諾の」を「、入所を承諾した」に、「申請者」を「当該申請をした者」に改め、同条第3項中「又は」を「及び」に、「在籍校へ」を「学校に」に、「入所終了」を「入所の終了」に改め、同条に次の1項を加える。

4 児童及び生徒の入所及び入所の終了の決定については、児童及び生徒の保護者、指導主事等、在籍校の教職員その他の関係者が、当該児童及び生徒の実情に応じて検討を行うよう努めるものと